

昭和二十九年三月五日 参議院會議第十五号 會議 議員派遣の件 天龍川佐久間ダム建設工事に関する緊急質問

則第六十二条第二項により要求する。

昭和二十九年二月二十六日

大蔵委員長 大矢半次郎

参議院議長河井瀧八殿

去る二日補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会において当選した委員長は左の通りである。

委員長 松永 義雄君

同 伊能繁次郎君

同 青柳 秀夫君

同 上林 忠次君

同 小笠原三男君

同 武藤 常介君

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

運輸委員会に付託

去る一日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省経済局長心得 小田部謙一君

去る二日内閣総理大臣から、外務省経済局長心得小田部謙一君(前掲議長承認のとおり)を第十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一昨三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 松永 義雄君

同 文部委員 滝井治三郎君

同 農林委員 東 隆君

同 郵政委員 山縣 勝見君

同 予算委員 亀田 得治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 東 隆君

同 文部委員 山縣 勝見君

同 農林委員 松永 義雄君

同 郵政委員 滝井治三郎君

同 予算委員 千葉 信君

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(森崎隆君外八名発議)

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主税 北島 武雄君

同日議長は内閣総理大臣から、大蔵省主税局長北島武雄君(前掲議長承認のとおり)を第十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

昨日郵政委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 滝井治三郎君(中川幸平君の補欠)

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けること、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准に關する承認を求めめるの件

決議報告書

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会諸議案報告書第一号同特別報告第一号

○議長(河井瀧八君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○議長(河井瀧八君) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○田中一君 私はこの際、天龍川佐久間ダム建設工事に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○藤田進君 私は只今の田中一君の動議に賛成いたします。

○議長(河井瀧八君) 田中君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井瀧八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。田中一君。

○田中一君 天龍川佐久間地点におきまして佐久間ダムは、その出力最大三十五万キロワット、ダムのコンクリート容積約百万立方メートル、この容積は九ピルの容積の約五倍に当るのであります。工費二百六十億と称されますが、我が国最大の重力ダムであります。これに關しまして少しく政府当局の所見を伺いたいと存するものであります。

この工事の事業主体は、御存じの通り電源開発会社であります。当該電源開発会社と間組及び熊谷組との間に共同請負契約が結ばれておりまして、なお間組及び熊谷組と米國アトキンソン

大蔵委員会に付託

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議長から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

ン会社の間に技術援助の契約が結ばれておるものであります。

さて、本工事は昨年四月着工されたのであります。本工事に際しまして極めて特微的なことは、工事の労働災害が異常に多い点でありまして、この点につきましては、去月二十八日の日本経済新聞も、高橋総裁が、事故の原因とその対策の徹底的調査を命じていることを報じておるのを以てしてもわかるのであります。即ち浜松労働基準監督局の報告によれば、この件数は昨年四月以来、本年一月までの約九カ月間におきまして、実に重傷者一千六百名、死者十五名、労働災害補償の支払件数九百七十四件に達してあります。更に二月に入りましては、五日、八日、十八日と死傷者続出し、八日の事故のごとき一挙にして八名の犠牲者を出している現状であります。TVAの大工事において、一九四一年には全国安全協議会の大土建工事における事故件数の少なさにおいて、年順位で第一位であつたことに比して実に驚くべきことでもあります。この事故の原因につきましては、現地の立地条件の悪いことは明らかであります。この悪条件に対応する準備があつたか否か甚だ疑問なのであります。若し不十分なる調査を以て、而も工事を馬車馬的に急がせて、更に若し工事の安全施設に欠けるところありとするならば、事故の頻発することは火を見るより明らかであります。

かでありました。さうも少しゆつくりと呼ぶ者あり。この点につきまして、事業監督の立場にある通産大臣は、立地の悪条件に対応するだけの調査と準備を、如何なる形で如何なる程度に電源開発会社に命ぜられたかを先ず伺いたい。若し通産大臣が未だ電気事業法による認可を出してなく、目下調査中でありとされるならば、現に行中の工事は誰の認可によつてこの工事が行われているか、その点を伺いたい。

次に、労働管理の指導監督の立場にある労働大臣にお伺いしたい。労働基準法は、すべての労働者の基本的な権利を尊重することを以て、その目的としたておることは言までもございませぬ。労働基準法に基く労働安全衛生規則が、佐久間において果して確實に施行されておるか否か伺いたたいのであります。佐久間地点を所管する労働基準監督署は浜松の監督署でございまして、この定員は全員二十一名、監督官は僅か六名に過ぎませぬ。この六名を以て日本における重要な軽工業地帯浜松を中心とする一市三郡、事業場約一万二千、労働者約十九万六千名に対する所管業務を行つておるのであります。これに加ふるに、立地条件の最悪と言われる佐久間ダムの工事場の労働者六千名の労働管理の指導監督を行べき責務を負わされておるのであります。佐久間ダムの事故発生のおびただしい現状に鑑みまして、監督署はこの六名の監督官のうち二名をさいて、この指導に当らせておるのであります。労働大臣は、浜松監督署の定員の増加を図り、土木工事中においても最も危険率の高いとされる日本最大のダム工事の万全を期する意思ありや否や伺いたたいのであります。

このようにして労働者に対する極めて危険なる状態を招来する原因は、我が国における入札制度の不備にもあると言わなければなりません。即ち土木工事八十四億の入札に際しまして、業者に与えられた期間は僅かに半カ月余に過ぎませぬ。これは常軌を逸した期間であります。而も入札に要する積算の費用は通常工事費の二%と言われているのであります。この積算費用を僅か半カ月余で使い切れるものではございませぬ。その背後にあるものは積算の不備であつて、従つて諸般の工事から始まつて本工事に至る工程に積算なしとは言ひ切れないのでございませぬ。この積算に基いてこの工事が開始されたならば、労働災害が生ずるのは当然であります。更に落札者は、この積算費用を当該工事で消化するのであります。一応尤もではあります。が、実は労働者にしむ寄せの来ることとして、落札に漏れた業者は、この二%を上る積算見積の費用をどこでカバーするか。当然他の工事によつてする

か。或いは不正工事、又は労働者へのしむ寄せといふことは当然考へられるのでございませぬ。この無理な入札工事が佐久間だけに限らず、他の工事に転嫁されて行くことは当然でございませぬ。建設大臣は、今日の建設業法の改正を企図されるかどうか。この点も伺いたいと存じます。そして合理的な見積費用を発注者側に負担せしめるような意思があるかどうかを伺いたたいのであります。リリエンソールは言つて「土木建築の小公子」と言われたことがある。併しこう言つた批評を聞いたのは、恐らく彼らが工事に従事しておる労働者が集会所でピンポンをやつてゐるのを見たためでなく、むしろ起重機の運転手が日暮方に函面を検討しておるのを見た、ブルトーザーの運転手が座席から飛び降りるなり図書館に行つて本を借りて来て読もうとしておるのを眺めたからだらう」と、こう言つておられます。佐久間の土木労働者の有様を見て、ふと私はこの言葉を思い出したのであります。

更に、建設大臣に伺いたたいのは、水利権の問題でございませぬ。今日までこの天龍川の佐久間ダム附近の水利権は未だ電源開発公社には附与されておりませぬ。この附近の水利権は大正年間東邦電力に対して小規模ではあります。が、小沢、途中、佐久間の三地点について与えられておられます。これが大同

電力、日本発送電、中部電力と順次継承されて来たのであります。電源開発公社は、中部電力会社と折衝を進めた結果、中部電力の水利権の放棄を、長野、愛知、静岡の三県知事に申入れると共に、新たに昨二十八年一月七日、現在の規模の佐久間地点の水利権認可申請を前述の三県知事にいたしたのが、この水利権に関する経緯であります。これに対して未だ認可が下りておりませぬ。殊に昨日四日の読売新聞を見まして、建設省は現在公社に対して未だ水利権附与を行わんばかりでなく、管理の不十分に対して戒告を発してあります。この点について河川行政の第二次監督者たる建設大臣は如何なるお考えであるか。

この点は御承知のように問題になつておる只見川の場合においても該当いたします。現在只見川は、電源開発公社におきまして、手をつけておられます。これに対しまして水利権の認可はないと聞いておられます。こうした悪習の根幹はどこにあるか。政治的な手が加えられて、一方においては、電源開発公社は、通産大臣の態度によつて未だ事業認可もないにもかかわらず、仕事をやつておられます。又一方におきましては、この下部河床に立ち込んで建設大臣の認可のない工事を進めておられます。こういう悪習はどこから来ておるか、如何なる理由に基いて電源開発公社はこの工事を進めておるか。甚だ

昭和二十九年三月五日 参議院会議録第十五号 天龍川佐久間ダム建設工事に関する緊急質問

疑問とせざるを得ません。ただ私も先般現地に参りますと、電源開発会社は、この工事は、静岡県未例の土木工事取組規則によつて水に影響のない程度の工事を黙許していると称されておりますが、現場の状況を見ますと、仮排水路より掘り出された約二十万立方メートルの土砂が、河川流通用区域、いわゆる河床に捨てられております。従いまして狭窄部においては著しい水位の上昇を来たしております。この土砂が洪水に際し下流に流される場合には、大被害を招くといふことは火を見るよりも明らかでございます。治水の当の責任者たる建設大臣の御意向を伺つてみたいのであります。

佐久間ダム工事に関する補償額は約六十二億に上ります。このうち三十八億は運輸大臣の監督せられるところの国有鉄道に支払われるものと云われております。少くともかかる工事の補償が——公共事業団体の補償が大部分を占めております。他の民間との交渉は漸次円満なる解決をつけておりますが、殊に国有鉄道との補償問題につきましては、未だ何らの調査も行届いておりません。ただ国有鉄道が自分の調査に基くところの額を電源開発会社に要求し、電源開発会社はそれの内容の何たるを知らずして呑み込んでおる現状でございます。この点につきましては、電源開発会社そのものが鉄道に対する調査をする権能を持たない、

又調査をする人を持たないという点において、大蔵大臣並びに運輸大臣がこのような形で補償が行われるという点につきまして、どういふお考えをお持ちか。この点も伺いたいと存じます。

次に佐久間ダムは現在国土総合開発審議会に付託されておりますところの天龍東三河地区特定地域の総合開発の一環でございます。その中の大きな役割を果たすところの三十五万、常時十一万五千キロワットの電力の殆んどはこの地区を離れて、大部分は名古屋に、又は東京に送られると聞いております。このような電力配分を以てして、この特定地域総合開発の万全を期し得られるか否か、経済審議庁長官の所見をお尋ねしたいのでございます。私はこのような国土総合開発を進める電源開発が、ただ地主又は山林の所有者等に多額の補償が支払われ、それによつて、我々の責任がないというだけの観点で、この仕事を進めるならば、その下流における水によつて依存するところの多くの農民、労働者たちの生活は、どうなるのでございませうか。

TVAはダムの扉を閉め、地主や市民に金を払い、それでおしまひになるんだといふことはなかつたのでございますが、地方の資源、人的エネルギーを含めた全体計画というものが完成されなければ、この地方の本当の効果が

成り立たないといふことはTVAの結果を見ても明らかであります。以上私は佐久間ダム建設に関する諸問題につきまして、関係諸大臣の所感を伺うわけでございます。(拍手)

〔国務大臣愛知一君登壇、拍手〕
○国務大臣(愛知一君) 答えたいいたします。

佐久間の水利権につきましては、昭和二十八年一月の七日に水利の使用許可申請書を静岡、愛知、長野三県の知事に提出いたしましたのでありますが、未だに正式の許可はございません。併しながら水利権の許可前の準備工事の着工等につきましては、関係の地元知事及び主務当局の十分なる了解の下に、これを施工しているわけでございませう。

なお電源開発会社の工事自体につきましては、電源開発審議会の審議を経る等、適正にして十分なる手続を経て施工いたしております。なお又電源開発の緊急性に鑑みまして、工事を急速に進める必要がありまして、河川敷占用並びに土木工事の施工願を関係知事宛に二十八年十一月に提出いたしました。十二月中旬にその許可を取りつけておるわけでございます。(拍手)
〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(小坂善太郎君) 最近の労働災害の実情を全産業について見ます

ると、昭和二十八年一月から九月までの間は、前年同期に比しまして、度数率において一・七％、強度率において一・五％減少いたしました。逐次改善の方向を辿つておるのであります。併しながら電源開発工事におきます災害は、地勢その他悪条件と特殊事情がありますために、他産業に比較してかなり高率の災害率を見ておることも遺憾ながら事実でありまして、労働者といつたしましては、最近安全行政の重点を建設事業、特に電源開発工事における災害防止においておるのであります。最近におきましては、建設業者及びそこに働く労働者各位の安全に対する関心と熱意の度合は非常に向上して参りましたが、未だ十分とは認められんところもあるのであります。

佐久間ダムの建設工事におきましても、御指摘のごとき災害が発生いたしておりますことは誠に遺憾に存じます。特に最近発生いたしましたバツチャー・プラントの災害にいたしましては、事故発生後直ちに本省から保官を派しまして、原因を調査すると共に、取りあえず他の地区においても同種の災害を発生せしめないように十分管理上の注意を与えておる次第でございます。政府といたしましては、建設事業におきます安全の確保の重要なことに鑑みまして、労使関係者の協力と相俟つて特別な安全運動を実施しておるのであります。特に多く僻遠の地

においで行われる電源開発の工事におきまして、監督実施に困難を感じる面に関しましては、現地に監督者を駐在せしめる等の方法によりまして、監督の効率的運用を図つて災害の防止に努めたいと考えております。

佐久間ダムにつきましては、今後静岡労働基準局の職員を臨地に現地に応援派遣する等の措置を講じたいと考えております。

〔議長退席、副議長着席〕
〔国務大臣戸塚九一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(戸塚九一郎君) 答え申し上げます。

田中さんからもお話がありましたように、佐久間並びに秋葉のダム工事は我が国で今までに最も大きな工事でありまして、県も愛知、三重、長野三県にまたがり、又流域をいたしまして約三十五キロの間がそれ、関係の所になつておるといふようなわけでありまして、大工事としてこれに対する補償問題などがなか／＼面倒に相成つておるのでございます。で、先ほど通産大臣からもお答えがありましたようにそれ／＼県のはうで手続を経てやつておるのであります。勿論申上げるまでもなく、水利権の認可が早くあつて万全の手続を経てやるのが最もいいことではありますけれども、申上げられるように補償問題がなか／＼困難であ

〔参照〕

国際労働機関憲章の改正に関する文書

国際労働機関の総会は、理事會によりジュネーヴに招集されて、千九百五十三年六月四日にその第三十六回会期として会合し、この会期の議事日程の第八議題たる問題すなわち理事會の構成に関する国際労働機関憲章の規定中「三十二」、「十六」、「十二」及び「八」を「四十」、「二十」、「十六」及び「十」に改めることを決定したので、

次の国際労働機関憲章の改正に関する文書(引用に際しては、千九百五十三年の国際労働機関憲章改正文書と称することができる。)を千九百五十三年六月二十五日に採択する。

第一条

現行の国際労働機関憲章第七條1、2及び8並びに第三十六條に掲げる「三十二」、「十六」、「十二」及び「八」を、それぞれ「四十」、「二十」、「十六」及び「十」に改める。

第二条

現行の国際労働機関憲章第七條2の後段を削る。

第三条

国際労働機関憲章は、この改正に関する文書が効力を生ずる日から、前諸條に従つて改正されたものとして効力を有する。

第四条

国際労働事務局局長は、この改正に

国際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸條約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することと關し規定を設けること、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの條約に加入することとを目的とすること

関する文書が効力を生じたときは、この改正に関する文書の規定によつて修正した国際労働機関憲章の原本二通を作成させ、その署名により正当に認証しなければならぬ。その一通は、国際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、國際連合憲章第百二條による登録のため國際連合事務局長に送付するものとする。事務局局長は、その認証謄本を國際労働機関の各加盟國に送付しなければならぬ。

第五条

この改正に関する文書の二通は、總會議長及び國際労働事務局局長の署名により認証されるものとする。その一通は、國際労働事務局の記録に寄託し、他の一通は、國際連合憲章第百二條による登録のため國際連合事務局長に送付するものとする。事務局局長は、この文書の認証謄本を國際労働機関の各加盟國に送付しなければならぬ。

第六条

1 この改正に関する文書の正式の批准書又は受諾書は、國際労働事務局局長に送付するものとする。事務局局長は、その受領を國際労働機関の加盟國に通告しなければならぬ。
2 この改正に関する文書は、現行の國際労働機関憲章第三十六條の規定に従つて効力を生ずる。

國際労働事務局局長は、この文書が効力を生じたときは、國際労働機関のすべての加盟國及び國際連合事務局長にその旨を通告しなければならぬ。

以上は、國際労働機関の總會が、ジュネーヴで開催されて千九百五十三年六月二十五日に閉會を宣せられたその第三十六回会期において、正当に採択した國際労働機関憲章の改正に関する文書の真正な本文である。

この改正に関する文書の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百五十三年六月二十六日に署名した。

總會議長

アーヴィング・M・アイヴズ

國際労働事務局局長

デイヴィッド・A・モース

〔佐藤尚武君發壇、拍手〕

○佐藤尚武君 只今議題となりました國際労働機関の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸條約により國際連盟事務局長に委任された一定の書記的任務を將來において遂行することと關し規定を設けること、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの條約に加入することとを目的とすること

定の書記的任務を將來において遂行することと關し規定を設けること、國際連盟の解体及び國際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの條約に加えることを目的とするこれらの條約の一部改正に関する条約(第八十号)の批准について承認を求めの件につきまして、外務委員會における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、通常、簡単に千九百四十六年の最終條項改正条約と呼ばれておりますこの條約は、一九四六年十月九日に第十九回國際労働總會で採択されたものでありまして、現在までに四十一カ國がこれを批准し又は受諾しております。その内容は、國際連盟が解体した結果、國際連盟の存在中に採択された諸條約、即ち七十六に上る條約の最終條項を改正すると共に、これらの條約に対して、現行の國際労働機関憲章の規定と合致させるために必要な修正を加えることを規定したものでありまして、これを要約いたしますと、第一に、旧條約の字句の修正に關して規定し、第二に、本條約の批准、効力等について規定しております。

我が國が未批准のものを批准する場合にも、本條約による修正を認めておく必要があるとの説明でありました。外務委員會は、外務・労働連合委員會を合せ三回に亘つて本件の審議を行いました。別段質疑もなく、三月四日の委員會において、討論を経て採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

次に、議題となりました國際労働機関憲章の改正に関する文書の受諾について承認を求めの件につきまして、外務委員會における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、この改正文書は、昨年の第三十六回労働總會で採択されたものでありまして、その内容は、現行の憲章の一部を改正して、理事會の構成員三十二人を四十人に増加して、このうち政府代表十六人を二十人に、使用者代表八人を十人に、労働者代表八人を十人に増加しようとするものであります。この理事會の構成員の増加は、最近におけるILO加盟國の増加の事実を考へますと、妥当の措置であり、同時に又我が國にとりまして、我が國が理事國となる可能性を増すものであるといふ点から、極めて有意義であると考へます。而してこの改正文書は、現在常任理事國である八カ國のうち、五カ國を含む全加盟國六十六カ國の三分の二、

即ち四十四カ国がこれを批准し、又は受諾したときに効力を生ずることになつておりますが、現在までに批准又は受諾した国は二十四カ国であります。たゞ、理事会の改選が本年六月の総会で行われることになつておりますので、右総会の開催前にこの改正が効力を生ずるよう、加盟国はいずれも本件に対するその速かな措置を要請されておるのであります。取りわけ新たに増加されるべき常任理事国は、来たる三月九日ジュネーブにおいて開催の予定である理事会において内定せられる模様でありまして、それまでに我が国が本改正文書を受諾いたしますと、我が国が、ドイツと共に常任理事国として内定される見込であるとの内報を受けておりますので、取急ぎ本件の御承認を得たい次第であるとの説明でありました。

本件につきまして外務委員会は、外務・労働連合委員会を合せ三回に亘つて審議を行いました。次に質疑応答の主なるものを御報告申し上げます。

第一に、「国内労働行政がILO憲章の精神に逆行しているとか、我が国の労働賃金が国際水準を下廻るとか、いふ事実はないか。そのため常任理事国の重要な地位を占めながら、国際労働会議の席上で、曾つて日本が低賃金及びダンピング問題などについて専ら弁明に努めた当時と同じようなことにならぬ虞はないか」との質問に対し

ては、「現在各国の間に、日本の労働状態が国際水準を下廻つておるといふような声があるとは聞いておらない。日本としては勿論十分ILO憲章の精神を遵守して行く方針である」との答弁がございました。

第二に、「我が国が理事国となつた場合、我が国におけるILO駐在員事務所を支局に昇格させるよう尽力する考えはないか。又我が国としてジュネーブの国際労働事務局に日本側の事務所を設置し、又各国に労働アタッシェを派遣する意思はないか」との質問に対しは、「支局への昇格は望ましいと考えておる。又国際労働事務局に日本側の事務所を設けるということについては、目下のところ考慮をしていない。なお又現在、在ジュネーブ総領事館と在英大使館に労働関係担当者館員の身分で派遣しておるが、米、仏等その他の主要諸国にも、労働アタッシェのごときものをごきりだけ早い機会に派遣したい意向である」との答弁でありました。

第三に、「我が国のILO代表の選出方法如何」との質問に対しは、「従来労働者代表は、総評内に設けられておるILO代表推薦協議会、即ち国内の各労働団体が集まつて組織しておるこの協議会に推薦方を委嘱しており、又使用者代表は、日経連にその推薦方を委嘱しておる」との答弁でありました。

第四に、「この条約中に主要産業国という言葉があるが、その資格条件について明かな規定があるのか」との質問に対しは、「主要産業国の資格については、ILO憲章に規定されていないが、これは国民所得、産業状態、労働組合の組織等によつてきめられるわけであつて、現在米、英、仏、カナダ、イタリア、ブラジル、中華民国及びインド、即ち現に常任理事国であるこれらの八カ国が主要産業国とされておる。そしてこれに日独兩國が主要産業国として常任理事国に加えられる見込である」との答弁でありました。

委員会は三月四日、質疑を了し、引続き討論に入りましたところ、佐多委員より、「本案件には賛成をする。本件を急いで決定するのは、我が国が主要産業国として常任理事国となるよう努力する必要上からであるとの政府より説明があつたが、その意味でこれに賛成する。そしてこの際言つておきたいことは、日本が必ず常任理事国となるよう格段の努力をして欲しいこと、又単に形式的に常任理事国の地位を得るのみでなく、ILOの諸目的を積極的に実現するために、あらゆる努力をすることを再確認して努力してもらいたいことである」との賛成意見が述べられ、次いで團委員より、「本件に賛成を表明する。この条約によつて我が国は国内労働立法に責任を生ずるのみならず、

国際的な労働問題に大きな発言権を持ち、重要な役割を持つと思ひながら、曾つてのごとく形式的に参加するだけでなく、十分な研究と活動とを期待するものである。そのために研究費、調査費等が必要だと思ひ、予算面においても十分な考慮を払つて、活動に遺憾なきを期せられた」との発言があり、最後に高良委員より、「この条約は、進歩的社會立法の義務への参加であることを再確認した上で、これに賛成をする。我が国の現状はILO憲章の掲げる理想には遠く及ばない多くのものを持つてゐるのであるから、条約の精神を十分果たす覚悟で、常任理事国に参加することを希望する。なお、最近の国内の反動立法にも反省を要望してこれに賛成する」との発言がありました。

ついで採決に入りましたところ、本件は承認すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。

○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより両件の採決をいたします。両件全部を問題に供します。委員長の報告の通り両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて両件は、全会一致を以て承認することに決しました。

○副議長(重宗雄三君) 日程第三より第十一までの請願及び日程第十二より第十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員理事小林政夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
〔小林政夫君登壇、拍手〕
○小林政夫君 只今上程せられました大蔵委員会付託の請願並びに陳情につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設け、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。その上質疑応答を重ね、慎重に審議いたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

昭和二十九年三月五日 参議院會議録第十五号 群馬県藤原ダム建設に伴う補償費免稅の請願外十三件

慮すべきものがあるから、速かに災害補償の即時実施と、耕作団体活動費助成、増額等について、格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、日程第五の請願は、タイ及びインドネシア等の東南アジア諸国において、最近設定せられた塩干魚、貝類類に対する輸入関税の引上げ、十五割より二十八割に及ぶものであつて、北海道貿易産業の振興を阻害するものであるから、速かに軽減されるよう適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であり、日程第六の請願は、中小企業者の専門的金融機関に対して、その資金源の強化充実を図るため、国及び県の財政資金を大幅に導入して、現下の資金難の緩和を図ると共に、金利の引下、融資手続の簡素化について速かに改善策を樹立し、中小企業の振興を期せられたいとの趣旨であり、日程第七の請願は、島根県が、農林、漁業等原始産業を主体とし、一般中小企業も、商工中央金庫、国民金融公庫等の金融機関を通じて金融の恩恵を受けている実情で、政府の企図する国家予算の大幅削減による政府資金の融通が制約された場合も、特に政府資金の融通を受けられるよう配慮せられたいとの趣旨であり、日程第八の請願は、水産業協同組合共済会が、災害によつて受けることのある損害を相互に救済することを目的として設立する団体であるから、他の災害共済事業団体が認められている法人税減免措置を、

当然本共済会にも適用せられたいとの趣旨であり、日程第九の請願は、国鉄機関車乗務員の作業実態の直接人体に及ぼす影響は、不健康業務として他に類を見ないから、公共企業体職員共済組合法案立案に当つては、これらの事情を考慮して、退職年齢の支給年齢を現行通り五十才とし、加算年を現恩給法通り実務一年を換算一年半とするのと等考慮せられたいとの趣旨であり、日程第十の請願は、愛媛県山間地帯における最大の現金収入源であるみつまおける昭和三十七年度の奨励に引きかえ、二十八年度に至り局納みつまの納入数量は、マニラ麻の輸入増加と共に急速に減少し、本年度の買入量について不安は大きく、生産農民に大きな動搖と、経済的困窮を与えているから、局納数量の増大と価格安定に対する適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であり、日程第十一の請願は、終戦前の内地送金小切手の調整確定の終結的処理に際し、大銀行のみでなく、地方銀行へも公平に支払いできるように措置せられると共に、終戦前到着して置せられると共に、終戦前到着しても、交換レート未決定のため支払保留になつて送金のレートを決定して支払い、且つ旧横浜正金銀行発行小切手も、今回同時に支払われるよう処理せられたいとの趣旨であり、いずれも妥当と考えられます。よつて以上請願九件は、いずれも議院の決議に付し、

内閣に送付すべきものと決定いたしました。日程第十二の陳情は、大企業の資本蓄積傾向に加え、昨今の金融引締のしわ寄せを受け、中小企業が極端な資金不足を招来し、経営難は日を追つて深刻化している。この危局に対し、相当額の政府指定預金の新規預託を実施し、中小企業の救済と育成を図られたいとの趣旨であり、日程第十三の陳情は、最近インフレ抑圧政策の一環として、輸入金融抑制を中心とする引締め措置が強化されつつあるが、これが単に量的規制のみ終るならば、却つて混乱と退歩を生ずる虞れがあるから、根本において金融方式を正常に戻し、商社、生産者及び金融機関間の金融分業方式を確立せられたいとの趣旨であり、日程第十四の陳情は、元関東州在住民の内地引揚が、昭和二十二年の一月より開始せられたため、その他の地域に比し一年以上遅れており、他地域とその事情を異にしておるから、昭和二十九年九月三十日以降の郵便貯金についても、特別の設法を以て支払いを開始せられたいとの趣旨であり、日程第十五の陳情は、在外公館借入金金の支払として、公館への立替金の百分の一が支払われただけであり、在外公館に立替払をした引揚者がそのまま放置されるということは誠に承服できないことであるから、在外公館借入金金の支払について善処せられたいとの趣旨であり、日程第十六の陳情は、企業の自己資本を

強化するために、資産再評価及びこれに伴う減価償却について税制その他企業経理の面から優遇措置をとること、及び再評価立金の資本組入れと並行して株式払込に関する金融を円滑にすると共に、株式配当についての課税上の優遇措置をとる等の諸施策を考慮せられたいとの趣旨であり、いずれも妥当と考えられます。よつて以上陳情五件は、いずれも議院の決議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。 ○副議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立] ○副議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。 本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。 本日は、これにて散会いたします。 午前十一時二十二分散会

○本日の会議に付した事件 一、議員派遣の件 一、天龍川佐久間ダム建設工事に關する緊急質問

一、日程第一 國際労働機關の總會がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により國際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに關し規定を設けることと、國際連盟の解体及び國際労働機關憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることを目的とするこれらの条約の一部改正に關する条約(第八十号)の批准について承認を求めらるの件

一、日程第二 國際労働機關憲章の改正に關する文書の受諾について承認を求めらるの件

一、日程第三乃至第十一の請願

一、日程第十二乃至第十六の陳情

出席者は左の通り。

議長	河井 彌八君
副議長	重宗 雄三君
議員	河野 謙三君 佐藤 尚武君
	小林 武治君 小林 政夫君
	岸 良一君 北 勝太郎君
	加藤 正人君 片柳 眞吉君
	上林 忠次君 楠見 義男君
	柏木 庫治君 奥 むめお君
	石黒 忠篤君 飯島連次郎君
	赤木 正雄君 森 八三三君
	森田 義徳君 村上 義一君
	三木興吉郎君 三浦 辰雄君

昭和二十九年三月五日 参議院會議録第十五号

前田 穰君	前田 久吉君	加藤 武徳君	上原 正吉君	菅森 順造君	菊田 七平君
廣瀬 久忠君	後藤 文夫君	郡 祐一君	山本 米治君	長谷部ひろ君	村尾 重雄君
西田 隆男君	中山 福藏君	小野 義夫君	平井 太郎君	棚橋 小虎君	一松 定吉君
豊田 雅孝君	館 哲二君	川村 松助君	堀 末治君	國務大臣	
竹下 豐次君	高橋 道男君	白波瀨米吉君	湯山 勇君	外務大臣	岡崎 勝男君
杉山 昌作君	高瀬莊太郎君	大和 與一君	小林 英三君	大蔵大臣	小笠原三九郎君
高木 正夫君	新谷實三郎君	草葉 隆圓君	泉山 三六君	通商産業大臣	愛知 揆一君
島村 軍次君	白井 勇君	黒川 武雄君	石坂 豊一君	運輸大臣	石井光次郎君
横川 信夫君	深水 六郎君	井上 知治君	岩沢 忠恭君	労働大臣	小坂善太郎君
木村 守江君	伊能 芳雄君	内村 清次君	阿具根 登君	建設大臣	戸塚九一郎君
高野 一夫君	西川弥平治君	海野 三朗君	山口 重彦君	政府委員	
井上 清一君	川口爲之助君	河合 義一君	永井純一郎君	通商産業 政務次官	古池 信三君
吉田 萬次君	酒井 利雄君	竹中 勝男君	小林 亦治君	運輸政務次官	西村 英一君
佐藤清一郎君	劍木 亨弘君	小酒井義男君	佐多 忠隆君	運輸省鉄道 監督局長	植田 純一君
谷口弥三郎君	宮本 邦彦君	久保 等君	堂森 芳夫君	建設省河川局長	米田 正文君
長島 銀藏君	大矢半次郎君	安部キミ子君	矢嶋 三義君		
石川 榮一君	石原幹市郎君	藤田 進君	田中 一君		
岡田 信次君	松岡 平市君	戸叶 武君	栗山 良夫君		
大谷 盤潤君	岡 伊能君	吉田 法晴君	藤原 道子君		
一松 政二君	西郷吉之助君	山田 節男君	天田 勝正君		
中川 幸平君	左藤 義詮君	松本治一郎君	三橋入次郎君		
寺尾 豊君	中山 壽彦君	千葉 信君	羽生 三七君		
山縣 勝見君	吉野 信次君	三木 治朗君	曾祢 益君		
大屋 晋三君	津島 壽一君	山下 義信君	市川 房枝君		
大野木秀次郎君	小瀧 彬君	東 隆君	野本 品吉君		
古池 信三君	楢原 亨君	三浦 義男君	松永 義雄君		
大谷 賢雄君	宮澤 喜一君	石川 清一君	最上 英子君		
高橋 衛君	横山 フク君	松浦 定義君	松浦 清一君		
重政 庸徳君	小澤久太郎君	赤松 常子君	武藤 常介君		
鹿島守之助君	木内 四郎君	寺本 廣作君	入木 秀次君		
藤野 繁雄君	雨森 常夫君	加藤シヅエ君	紅露 みつ君		
石村 幸作君	青山 正一君	鈴木 一君	加瀬 完君		
入交 太蔵君	永岡 光治君	松澤 兼人君	堀木 鎌三君		

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部

十五円
(配達料共)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三二五
振替東京一九〇〇官報課